

茨木市子ども食堂・こどもの居場所ネットワーク 運営規約

(名 称)

第1条 本ネットワークは、茨木市子ども食堂・こどもの居場所ネットワーク（以下、「ネットワーク」という）と称する。

(目 的)

第2条 ネットワークは、茨木市内で子ども食堂やこどもの居場所（以下、「子ども食堂等」という）を運営している団体を応援し、子ども食堂等のつながりを広げることがを目的とする。

(事務局)

第3条 ネットワークの事務局は茨木市子ども育成部子ども政策課に置く。

(活動内容)

第4条 事務局は、ネットワークの構成員を対象に次の事項に取り組むこととする。

- (1) ホームページやチラシ等を活用した情報発信
- (2) 食材や現金等の寄付の仲介
- (3) 活動に役立つ情報の収集・発信
- (4) 交流の場づくり（※子ども食堂を運営する団体のみ）
- (5) その他、目的の達成に必要と認められる活動や子ども・若者支援を推進するため必要と認められる支援

(構 成)

第5条 第2条の目的に賛同する子ども食堂等を運営する団体は、入会における了承事項（入会申込書兼同意書に記載）に同意したうえで、ネットワークの会員となることができる。ただし、入会にあたっては、次の各号に掲げる区分に応じ、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) ネットワーク構成員に共通するもの
 - ア 市内で子ども食堂等を原則として毎月1回以上開催すること。
 - イ 子ども食堂等を利用する者から徴収する金額が無料又は活動に要する経費として相当と認められる範囲内であること。
 - ウ 食事を提供する場合、食品衛生上の責任者※をおくことを基本とし、食品衛生に関する研修や講習会等に参加し、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。また、必要に応じて保健所に相談すること。

※食品衛生責任者養成講習会を修了した者、またはそれと同等以上の資格（栄養

- 士、調理師、製菓衛生師、等)を有する者
 - エ こども食堂等を利用する者の様子を見守り、必要に応じて専門の支援機関につながること。
 - オ 営利、政治又は宗教的活動を目的としていないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。
 - キ 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (2) こども食堂を運営する団体
こどもに家庭的な雰囲気 of 食事を提供すること。
- (3) こどもの居場所を運営する団体
こどもが自由に過ごせるあそび場や学習支援、体験活動等を提供すること。

(入退会・休会)

第6条 ネットワークへの入会、休会または退会を希望する団体・個人は、事務局にその旨を届け出ることとする。

- (1) 入会するとき
入会申込書兼同意書(別紙1)及び団体情報シート(別紙2)、誓約書(別紙3)
- (2) 休会または退会するとき
休会または退会届(別紙4)

(変更)

第7条 入会時に提出した団体情報シートの内容に変更が出た場合は、速やかに事務局に連絡すること。

(取消し)

第8条 市は、次のいずれかに該当するときは、第6条の入会の取消しを行うことができる。

- (1) 入会している団体から、辞退の連絡があったとき
- (2) 第5条に掲げる要件等に該当しないことが判明したとき
- (3) 市からの連絡、照会時に、一定期間応答がないとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

(その他)

第9条 こども食堂等の取組みは、各団体が創意工夫して自らの責任のもとで実施しているものであり、茨木市こども政策課の管理のもとで行っているものではない

ため、各子ども食堂等で発生した事故やトラブルに関して、茨木市は一切の責任を負わない。

(附 則)

- 1 この規約は、令和6年1月29日から施行する。
- 2 この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、令和7年2月1日から施行する。